

事務連絡
令和3年4月22日

一般社団法人日本介護支援専門員協会 御中

厚生労働省
財務省
国税庁

消費税の適格請求書等保存方式の導入に関する周知等について
(協力依頼)

平素より、厚生労働行政の推進につきまして、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

消費税の軽減税率制度の実施に伴い、令和5年10月1日から消費税の適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）が導入されることとなっています。

インボイス制度においては、消費税の仕入税額控除のためにインボイスの保存が必要になり、インボイスの交付を行うためには本年10月1日に開始される税務署への「適格請求書発行事業者^(注)」としての登録申請が必要となるといった現行制度からの変更点があります。また、円滑な移行のため、免税事業者からの仕入れについても、制度導入後の3年間は仕入税額の80%、その後の3年間は仕入税額の50%を控除できる経過措置が設けられています。

(注) インボイスを交付できる事業者として税務署の登録を受けた事業者のことを指し、課税事業者がこうした登録を受けられることになっています。

そのため、制度を理解していただき準備や対応を行っていただくに当たり、ご希望に応じ、貴団体開催の会員向けの説明会・研修会に財務省・国税職員を派遣させていただきたいと思っております。

これまで、派遣講師による説明を受けた団体等からは、「説明を受けてみて制度理解が進んだ」や「準備を開始するきっかけになった」との声をいただいておりますので、こうした説明会・研修会の開催についてご検討いただけますと幸いです。

また、インボイス制度の説明と合わせて、令和3年度税制改正における電子帳簿保存法の見直しの概要についても、ご希望にあわせてご説明させていただきます。

なお、新型コロナウイルス感染症への対応や感染防止の観点から、現時点では開催が困難な場合もあると思っておりますので、開催時期や実施方法については、貴団体の状況に応じてご検討いただければ幸いです。

※ オンラインでの説明や、団体事務局向けの少人数の説明会や複数回にわたる開催もご相談ください。具体的な説明会・研修会への講師派遣要領については、別添をご参照ください。

また、国税庁からは次ページのとおり、制度に関する各種の資料が公表されておりますので、ご参照いただくとともに、貴団体の会員企業の皆様にも共有いただきますようお願いいたします。

貴団体におかれましては、引き続きこうした制度の周知等にご協力いただきますようお願いいたします。

参考

国税庁ＨＰにおいて、インボイス制度に関するパンフレットやＱ＆Ａのほか、国税庁動画チャンネル（You Tube）が公表されております。

【国税庁 インボイス制度特設サイト】

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/invoice.htm>

【適格請求書等保存方式の概要 ーインボイス制度の理解のためにー】

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/0020006-027.pdf>

【消費税の仕入税額控除制度における適格請求書等保存方式に関するＱ＆Ａ】

https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/qa_01.htm

また、インボイス制度に関する一般的なご質問やご相談は、以下で受け付けております。

軽減コールセンター 0120-205-553（無料） 【受付時間】9:00～17:00（土日祝除く）